

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

《史料紹介》

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について

——八田家文書の紹介——

松 下 孝 昭

一 は じ め に

佐伯郡玖島村（現佐伯郡佐伯町）在住の八田家は、明治期を中心とした戦前期には、県内屈指の山林地主・資産家としてその名を知られ、酒造業や銀行業（八田貯蓄銀行）を営んでいたほか、第一回・第二回の衆議院議員選挙（明治二十三年七月・二十五年二月）に八田謹二郎が当選（ただし明治二十五年十一月には辞任）、また、第四回の貴族院多額納税者議員互選（明治四十四年六月）では八田徳三郎が選ばれるなどの政治的経歴をも有する名家であった。従来から、同家の土蔵や座敷には、これらの活動の記録をとどめる文書が多数保存されていることが知られており、『広島県史』を初めとする史誌類に一部利用されたりしているが、このたび広島県立文書館が開館するにあたって、現当主八田信道氏のご好意により、文書の大部分が寄託されることとなった。

文書の内容は、整理が緒についたばかりであるため、総点数や内訳などを含めて充分把握しきれない点が多いが、分量的には玖島酒造会社関係の帳簿・伝票類が多数を占め、銀行関係がそれに次いでいるように見受けられる。また、最初に整理に着手している政治関係のものでは、八田謹二郎の衆議院関係のものは少なく、徳三郎時代の貴族院関係のものの方が点数が多い。後者に関わる史料の内容としては、明治四十四年六月に行われた貴族院多額納税者議員選挙に関するまとまった文書が大部分を占めている。全国的にも、貴族院議員選挙に関する史料の発掘はあまり進んでおらず、貴重な史料と思われるので、以下ではその簡単な紹介を試みたい。

貴族院多額納税者議員の互選は、有権者が一県に十五名と衆議院選挙に比して極端に少なく、民意を反映する仕組みでないこと、および、貴族院議員の総定員の中では勅選議員や有爵議員に比し

て割合が小さく、その選挙結果が貴族院の動向を直接規定するものとはなりにくかったこと等の理由から、従来の近代史研究ではあまり注目されてこなかったであろうが、地方政治状況やそれと中央との一つのパイプを考えようとするとき、多額納税者議員互選に登場するような県内大資産家の集団は必ずしも軽視できない位置にあるように思われる。

もとより小稿は、これらの課題に全面的に答えようとするものではなく、広島県の近代政治史研究の蓄積がきわめて乏しいことや、前述のとおり八田家文書の整理も緒についたばかりであること等から、とりあえず関係する史料をいくつか紹介し、今後の研究の捨石とすることにとどめたい。

二 前 史

広島県では、過去三回の多額納税者議員互選では、第一回（明治二十三年）沢原為綱（呉）、第二回（明治三十年）橋本吉兵衛（尾道）、第三回（明治三十七年）沢原俊雄（呉）の順で選出されており、明治四十四年六月十日には第四回目の選挙を迎えることとなっていた。

ところで、八田家文書の中には、第一回互選に関して次のような史料が残されている。

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下

史料① 八田謹二郎・森川脩藏宛二階堂三郎左衛門書翰（明治23年5月8日）

拝復陳者貴族院多額納税者議員互選期日相近ツキ候ニ付来ル十一日互選人懇親会御催且ツ選挙上其他ノ件御協議相成候趣就テハ小生ヘモ出席スベキ旨御通報被下難有候所実者数日前他行仕漸ク本日帰宅仕候得共感冒ニ罹リ臥褥仕居候ニ付万々参会致度精神ニハ候得共病中ノ事故万一不参スルヤモ難計候間左様御了承不悪御思召被下度候

明治廿三年五月八日 二階堂三郎左衛門

八田謹二郎様

森川脩藏様

再伸万一不参候節ハ甚タ御手数之至ニ候得共御協議相成候次第御一報相煩度御依頼仕候

同趣旨の書翰は、他の有権者である堀内保太郎（豊田郡瀬戸田町）・村上隆太郎（佐伯郡地御前村）・桑田三郎助（深津郡千田村）・田坂茂樹（賀茂郡中黒瀬村）らからも寄せられており、これらから、第一回互選を前に、八田謹二郎・森川脩藏を中心に県内有権者が「懇親会」の名のもとに集会し、選挙に対応していくうとしていたことがわかる。

この会合で話し合われた内容を明らかにする史料はないが、第

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

二回互選時の次のような新聞記事が、その一端を伝えてくれている。

史料② 芸備日日新聞（明治30年6月6日）

●本県多額納税者議員候補談

（中略）

◎初期選挙当時の申値ひ 此議員選挙に就き本県に於ては一の美談あり、も此多額納税者議員の互選資格あるものは総て十五人に過ぎざるより殊更に競争軋轢の醜態を演ずるが如きことなくして円満の中に其人を挙げべし云へる意見は全く第一期の選挙に際して行はれたり、当時の互選者中森川脩蔵、沢原為綱、石井英太郎、八田謹二郎など云へる人々は夙に此円満主義を唱へて選挙前一同当市に会合し一夕団欒の中に候補者を確定して竟に沢原為綱氏を推すこととなり同氏は有権者一致の全票を得て当選したりし也、斯くの如きは実に称すべきの美風なるが故に当時の会同に於て特に将来の事をも談合し第一期に於て此候補者を安芸国より出し（沢原氏は安芸国なるが故に）たる以上は次期に於ては此候補者を備後国より出すこそ良けれ（中略）各自冥々の裡に之を約諾して相別れたりき

明らかなように、第一回互選にあたって県内有権者間では、選

挙競争の激化による混乱を避けるため、事前に協議して候補者を予選し、一致してそれに投票しようとする仕組みが志向されていたのであり、その場合、広島県でしばしば問題となる東西（旧備後国と安芸国）の反目については、交互に候補者を選定することによってこれを回避しようとしていたのであった。実際、第三回目までの選考は東西バランスを考慮したものであり、しかも第一回目と第三回目はほぼ全員一致によって決定したものであった。第二回では、橋本吉兵衛と石井英太郎の決戦となったが、これは備後の順番に当たった際、同地方から二名出たためであって、地域バランスの維持という仕組みの枠内での対立であった。

三 明治四十四年の互選

明治四十四年六月十日の第四回互選は、豊田郡忠海町在住ながら尾道市に拠点を置いて運動を始めた西宗元次郎と、県西端の佐伯郡の八田徳三郎との対決となり、後に見るとおり東西対決などと称されて、前述したシステムが機能しなくなっていることがわかる。

八田家文書の中には、この選挙に関わる一件史料が残されており、選挙運動の様子などがよくわかる。蓋に「明治四十四年六月貴族院議員選挙一件」と記された菓子箱程度の木箱に入れて土蔵

に保存されていたもので、五月二日から六月八日までの選挙事務所
所の「日誌」、電報や書翰等を綴った「雑綴込」と題された冊子
の他に、各地の情勢を伝える書翰や当選祝辞等からなる。本稿で
以下紹介する史料のうち③④⑤については、この箱の中に一括し
て保存されていたものである。

さて、西宗の立候補の状況は、同じ忠海町の恩田俊三によって
次のように報告されていた。

史料③ 粟谷元吉宛恩田俊三書翰（明治44年5月7日）

拝啓益々御清迪之段奉賀上候陳ハ当地西宗氏貴族院議員希望
云々の件ニ付御尋越之趣了承早速同氏ニ就キ内意相探り候処
今回貴族院選挙ニ就テハ曩ニ有権者二三ノ人ト候補予選会ヲ
開キ其当選者ヲシテ候補者ト定ムル事ニ申値其義ハ目下運合
中トノ事ニテ予選之結果不日候補確定ニ至ルヘキ歟其候補ニ
ハ小生モアルヤモ難斗ト笑談有之候右ニ付考フルハ候補断
念ナキハ勿論ニ候得共去リト目下大ニ運動ト云フニモアラ
ザルベシ予選之結果確タル方針定マルモノ、如ク御座候間御
了知被成下度右不取敢貴答申上候勿々不具

五月七日

恩田俊三

粟谷老兄台下

（追而書省略）

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

ここで注目されるのは、西宗がたとえ「三ノ人」とであっても、
予選という手続きを経て立つことに自らの出馬の正当性を求めて
いたらしい点であり、旧来の慣行の流れを見出すことができよう。
問題は、そのシステムが全有権者を包括する形で機能していない
ことにあったのである。したがって、後述するとおり、以後色々
な方面から何とか妥協点を見出して「円満な」選出にもっていこ
うとする試みが見られるが、結局成功せず、激しい選挙戦の
まま投票日を迎えることになる。

他方、同じく立候補の意志を固めていた八田徳三郎は、高東康
一・串本康三・長沼鷺蔵らを参謀に、広島市の長沼旅館を拠点と
して選挙運動に乗り出す。その運動形態は、有権者数がきわめて
少ないこともあり、様々な人脈を利用しての徹底した戸別訪問で
あった。ここでは、前述した選挙事務所「日誌」を紹介する意味
からも、その始まりの二日分ほどを翻刻しておき、その運動ぶり
を具体的にイメージする素材としておきたい。

史料④ 日誌

五月二日 午前八時半ヨリ長沼、高東、井原ノ三氏有権者堀

内茂吉氏ヲ訪問十一時半帰所

同 三日 午前十時ヨリ井原、長沼、串本、高東ノ諸氏集合

有権者訪問ノ協議ヲナシ左ノ事項ヲ決シ午后一時半退

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

散

一 串本氏ハ五月五六日ノ頃呉市沢原俊雄氏并ニ水野甚

次郎氏ヲ訪問ノリ

一 井原氏ハ五月八日頃豊田郡瀬戸町堀内調右衛門氏

并ニ甲奴郡矢野村山岡儀平氏ヲ訪問ノリ

一 高束氏ハ五月六日頃双三郡八次村熊巳良太郎氏并ニ

高田郡甲立村日野洋曹氏ヲ訪問ノリ

五月三日 高束氏ヨリ双三郡三次町和田萬右衛門氏宛ノ書状

ヲ桑原胖氏ヘ托シ同氏ハ直ニ出張セリ

こうした戸別訪問による各地の情報は、八田自身や高束らの参謀の人脈を通じて書翰や電報の形で選挙事務所に集積され、それが、今日まで前述した「貴族院議員選挙一件」の木箱に保存されてきたわけである。

さて、八田・西宗両派の選挙戦の焦点は、必ずしも向背の定かでない熊巳良太郎（双三郡八次村）・日野洋曹（高田郡甲立村）の県北有権者や、呉市の水野甚次郎らの争奪に向けられていた。このうち、熊巳・日野については、比較的早く八田側が支持を取りつけていたことが、「雑綴込」中の次のような島津需吉書翰によって伝えられていた。長文のため、途中省略する。

史料⑤ 高束康一宛島津需吉書翰（明治44年5月5日）

拝啓其後御無音に打過ぎ居候段御海容被成下度候扱而貴族院議員撰挙の件に關し其後も日野熊巳両氏へ数度懇談致候処大に心動きたるものと見へ今朝の熊巳氏との会見昨夜日野氏よりの来状に依り両氏とも最早九分九厘八田氏へ対し善意的賛成を為す事に決意致候ものと認め申候就ては任期中交代条件等は決して提出致し申さず候へども次期改撰の場合北部の有権者申合せ候補者を定めたる時は八田氏沢原氏等関係有権者は勿論貴下高木氏長沼氏其他今回の件に御関係の御方により熱誠なる御援護を賜はるべき旨の御口約位は頂き度き希望らしく候間其御含みにて可然御取計ひの程希望仕候

先般広島にて拝顔の際貴下当地方へ御来遊の趣拝承仕居候事も有之旁々此好機を御利用被成候はゞ万事御好都合と存じ先刻御宅并に長沼氏へ電話相掛け候処折悪しく御不在にて長沼氏と通話致候処兎に角明後七日貴下并に八田氏当地へ御光来なさるべき由承はり好都合と存じ待ち居候

（中略）

日野氏へ御対談の際も条件等の事は何卒貴下より御発言なく先方より発言ありたれば相当の御話し被下度委細は拝顔の上悠々御話し可申上候

末筆乍失礼御令聞并に八田、長沼、高木諸氏へ宜しく御伝言

被成下度奉希状候勿々敬具

島津需吉

高東様侍史

ここで興味深いのは、熊巳・日野が、今回の支持の見返りとして、次期改選で北部から候補者が予選された場合にはそれへの支持をとりつけようとしていた点であり、一県一名の貴族院議員互選にあっては、微妙な地域バランスを保ちつつ選出していく必要のある構造が示されていたのであった。全く同様の言質は、呉市にあって沢原俊雄とともに早くから八田側についていた永井幾太郎の次の書翰の追而書でも求められていたものである。

史料⑥ 谷口節宛永井幾太郎書翰（明治44年5月9日）

拝啓過般来再三御來訪ヲ忝フシ難有奉深謝候陳者本年改選之貴族院議員推薦之件ニ関シ御懇談之趣敬承仕候夫ニ付種々人選之結果八田氏推薦之義ハ至極御同感加之同氏ヨリ之御書面ニ依リハ幸ヒ同氏御希望有之奮而奉公尽忠之実ヲ表シ度云々御申越ニ依リ八田氏投票之事ニ決定仕候間右御了承被成下度爰ニ御札ヲ兼右御通知迄得貴意候頓首

追而今後之改選期ニ至リ万一当呉市ヨリ立候補者有之候場合ハ出来得ル限り御賛助相蒙リ度御含置被成下度好機ヲ得候ま、予メ添而御願申上候也

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

四十四年五月九日

永井幾太郎

谷口節様

ところで、この選挙戦にあって政策的にいかなる争点があったのかという点については、史料的にこれを知ることができない。有権者が少なく、人的系譜にしたがつて集票する貴族院議員選挙の場合、政策上の対立が前面に出ることは少なかったものと思われる。

とはいえ、地方利益の獲得・分配が焦点であったとする衆議院選の場合の周知の図式に照らしてみれば、三次町にあって県北の情勢を詳細に伝えていた島津需吉が、高東康一宛5月21日の書翰において「本日の芸備新聞記事に依れば広島電燈会社事業拡張として当三次町の水電にも着手すべき様掲載有之候へども事実如何に御座候哉若し事実とすれば地方民は大に歓迎する事柄に有之且つ来月より起工せんかと存居候」と述べていることが意味深長に思われてくる。実は、八田自身を初めそれを取り巻く参謀には、広島電燈株式会社の役員になっている者が多かった。すなわち、八田徳三郎は取締役、長沼鷲蔵は監査役、前市長で後に同社社長になる高東康一はこの時期常務取締役という具合である。⁽¹⁾ 広島電燈が県北への事業拡張をほのめかしたのが、この選挙戦のさなかであったことは、単なる偶然とは思われない。

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

また、後に史料を一つ紹介するが、広島出身で貴族院の有力者船越衛が、軽便鉄道の認可問題について触れていることにも注目される。それとの関わりで、日野・熊巳らの支持、および島津需吉の選挙応援が八田側に向けられたことの意味も、後に述べたいと思う。

いずれにしても今後の研究の課題として、鉄道・電燈問題も含め、当該期の広島県のかかえる政策的焦点を明らかにした後、貴族院選挙もその上に位置づけられるのかどうかを再検討してみる必要がある。

さて、八田・西宗両派の間で競争が激化してくると、これを調停して、従来どおりの円満な選出を実現しようと試みられる場面もあったようである。次の東京からの書翰は、その一端を物語っているように。

史料⑦ 八田徳三郎宛岩本速太郎書翰（明治44年5月25日）

拝啓昨日電信着拝見

確ニ勝算あり協定ニ及ばず

御申越の趣敬承致候は今先き再び村上と会谈花井の意見をも聞取候同氏ハ勢ひ東部に左袒するものか其云ふ所により想像被致候東人ハ東か勝つと云ひ西人は西の勝利を称す競争の場合ニハ免れざるが如きニ付油断ハならぬ事と奉存候

花井の説ハ大勢既ニ決し居るが故に協定を為すは時機既ニ遅しとの事に候而して其定まりしと云ふハ孰れに定まりしと云ふか東人の言なれば推して知るべし兎も角も貴電ニより御勝利を確信して結果を相待可申候
先ハ右迄勿々

五月廿五日

岩本速太郎

八田大兄足下

前後関係はよくわからず、また結局は不調に終わったが、この史料は、花井（卓蔵）や村上某らを含めて「協定」を考えようとする動きがあったことを語っている。また、ここでは、当時今回の選挙が東西の対決と受けとめられていたことも読み取れ、三原出身で御調郡を地盤としていた花井は西宗に加担しているらしいことが伝えられていたのである。他に、西宗側には、豊田郡を地盤とする望月圭介・松本大吉や賀茂郡の内藤守三らの現・元衆議院議員が支援し、さらには八田家文書中に残されている永井幾太郎宛井上角五郎書翰（明治44年4月29日）から、備後地方を地盤とする井上も望月あたりと同じ線で動いていたことがわかる。一方、八田側には、広島市部選挙区の串本康三や安佐郡の荒川五郎らが出た。

明治四十四年頃の所属で言えば、望月・井上と串本とは同じ政

友会であることから見て、彼らは、衆議院での会派とは関係なく、その地域地盤との関わりにより強く規定されて、八田・西宗両派に別れての支援活動を展開していたのである。

四 貴族院での所属会派

以上のような選挙戦を経て、六月十日の投票では、十五票のうち八田徳三郎八票、西宗元次郎四票で、八田が当選した。八田側に投票したのは、二階堂三郎左衛門（佐伯郡大竹町）、堀内茂吉（広島市）、沢原俊雄・永井幾太郎・水野甚次郎（以上、呉市）、桑田三郎助（深安郡千田村）および日野・熊巳であり、桑田の他は広島市周辺および県北から集票していたのに対し、西宗への投票は、橋本吉兵衛（尾道市）、山岡儀平（甲奴郡矢野村）、林半助（沼隈郡鞆町）、堀内調石衛門（豊田郡瀬戸田町）と、備後地域を中心としており、東西対決と言われた状況を直接反映していた。

さて、「貴族院議員選挙一件」の木箱の中には、この後数日間 に寄せられた祝電や祝詞が多数保存されている。その大部分は儀礼的なものにすぎないが、この中にあつてきわめて興味深い書翰が二通ある。共に、現職の貴族院議員からのものである。

史料⑧ 高東康一宛村上敬次郎書翰（明治44年6月12日）

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

拝啓薄暑ノ候候処愈御壮栄可被成御座奉欣賀候扱八田氏も当選の栄を荷ハレ慶賀之至ニ奉存候嚙御高配一方ナラント奉拝推候過般書面ヲ以テ不取敢申上置又電報ヲ以テ御依頼致置候件ニ付御煩意トハ存候へ共研究会ニ入会の件御勧誘被下此点ハ研究会従來の行動ニ照し且其方針ニ付小生も賛全シ入会セシ次第ニ而船越翁も別ニ異議無之ト存候過日海軍大臣ニ申陳セシモ当選之上ハ多分研究会ニ入会スルコトヲ勧誘シ叨ニ他ノ会ヘハ入会セサルヘキコトヲ以テ注意ヲ乞ヒタル次第ニも有之小生之面目トシテ是非同会ニ入会の件御依頼致度ト存候ニ付何卒小生の面目ヲ立ツル上ニ於ても御全意相成候様仕度右如何之御模様ニ候哉至急御垂示被下候ハ、幸甚ニ奉存候又々蕪札ヲ以テ右願試候早々頓首

六月十二日

敬次郎

高東賢台

この時期、貴族院には研究会と幸倶楽部二派（茶話会・無所属派）の二大会派があつたが、研究会側は、旧広島藩士で、海軍省時代に呉鎮守府監督部長に在職したこともあるなど、広島と縁の深い村上敬次郎が、選挙前から既に八田の同会入りという方向で画策していたのであつた。一方の茶話会からは、元広島県知事だった江木千之を通して勧誘を試みてきている。

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

史料⑨ 八田徳三郎宛江木千之書翰（明治44年6月14日）

拝啓爾來御疎遠打過候処梅雨之候愈々御清榮被為入候段欣然
二不堪殊二今回ハ多額納税議員選舉ニ於て御當選相成候趣慶
賀之至と存候就而ハ今後吾々の組織せる貴族院の一団体即茶
話会へ御加入被下候様希望二不堪即別紙差上候間御一閱の上
御回答被下度先ハ右迄得貴意候草々不具

六月十四日

江木千之

八田徳三郎様

追而未筆ながら尊大人へ可然御致声被下度相願候

（次の書翰も同封）

八田徳三郎宛武井守正・江木千之書翰（明治44年6月14日）

拝啓益々御清榮奉賀候陳ハ此度貴族院議員御當選に相成就キ
テハ諸事御研究之為メ我々同志組織之茶話会へ御入会被成下
度御同意に於テハ大幸に存候此段得貴意候 敬具

六月十四日

幸俱樂部

茶話会

八田徳三郎様

男爵 武井守正

江木千之

追々御参考迄に幸俱樂部並に茶話会人名表差上置候

實際、この書翰には他に、幸俱樂部・茶話会人名表と幸俱樂部

規約が同封されている。以上のような勧誘合戦の中で浮上してくるのは、船越衛の存在であった。やはり広島藩士の出身で明治維新に活躍し、内務官僚・元老院議員などを経て明治二十七年以来貴族院議員であった船越は、したがって、広島選出議員の元締的存在であったものと思われ、新議員の仲立ちのみならず、地元での多額納税議員互選にもしばしば介入していた。たとえば、八田家文書の中には、明治三十年の第二回互選時のものと思われる船越の八田謹二郎宛書翰（5月23日）があり、この中で「伝聞致候処にてハ沢原氏ハ再選ハ不被望由老兄ハ如何に候哉老兄敢而御望も無之候得ハ橋本吉兵衛氏ヲ選舉相成候都合にハ至り不申候哉」と記して、強く橋本の支援を促していたのであった。

こうした船越の位置を考慮に入れた場合、自会派への勧誘を江木と争っていた村上敬次郎が、まず船越の意向を打診していたのも当然であったと言えよう。次の書翰はそのあたりの事情を物語っている。

史料⑩ 八田徳三郎宛村上敬次郎書翰（明治44年10月3日）

拝啓尊東拝誦仕候処爾後愈御清康被成御座奉慶祝候拟今般御
交渉申候事件御承引被成下拝謝之至二奉存候研究会幹部分も
宜敷申上呉候様申出候事二御座候又本件二付てハ去ル七月申
句頃御來訪被下候後早速船越男二相談仕候処同男二於ても大

体異議無之モ曾て江木氏より相談有之候次第二有之一応同氏へ面晤スルノ必要アリトテ確答無之當時江木氏ハ避暑旅行中ニテ速ニ面晤セラレ候様ヲ得ラレナカリシト相見へ此程ニ至リ漸ク返答有之候次第二而其間彼は延引ト相成候儀申訳も無之候へ共前願之次第宜敷御聞取被下度奉希上候扱又末日御来意之件も拝承仕候能々幹部之者ニも通し置申候間右之御了承被成下度書外ハ仍ホ拝晤ノ時ヲ期シ可申上尤其内御用向も有之候節ハ御申越被下候様希望仕候先ハ右御挨拶旁御返事まで得貴意度候早々敬具

十月三日

村上敬次郎

八田賢台侍史

船越は、元來貴族院にあつては幸俱樂部の有力者であつたが、明治四十三年十月に枢密顧問官に任命されたため、該期には貴族院を去つて⁽³⁾いた。したがつて、その後も貴族院とりわけ広島県関係の人物の間では影響力を行使し続けたものと思われるが、八田徳三郎の入会会派の問題については、右の書翰にもあるとおり、幸俱樂部（茶話会）の江木へ氣を使いつつも、研究会入りについては「大体異議無之」という考であつた。

この点については、村上の介在と連動して、八田自身からも船越へ相談が行つており、その了承を取りつけていたのであつた。

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

次に、そのあたりの経緯についてふれた船越の書翰を紹介する。
史料⑪ 八田徳三郎宛船越衛書翰（明治44年9月26日）

本月廿四日の御手状忝読陳ハ研究会に御加入之義村上氏之書状御附し縷々之御来示拝承此義過日村上氏今相談有之候に付研究会も茶話会等と政事上之方針大綱ハ敢而不変殊ニ村上氏已ニ研究会江ハ君を研究会江加名勧誘ハ委嘱せられ居たる由にて其効なくてハ俗に云ふ少々間があしかりしやにて云々情話相談有之候間御来書之通り江木氏へ相談之上村上氏へ御申越通りの返答致候事に候間此上ハ君の御心任せにて研究会御加入可然候尤江木氏ハドコ迄も茶話会江入加を望候得共已ニ俱樂部江御加入相成居候間時事問題も協議出来俱樂部にて懇切ニ交際する事故議案等研究にハ同会江入りて差支ハナカルベシ云々申聞候間乃研究会に御加入之節江木氏へハ一書彼レ之厚意を御謝此度之事御報知相成度希望致候江木氏ハ議案等ハ密に研究する人にて議案に因りてハ同氏と時宜御相談相成候得ハ益なきに非るべくと存候此段御答迄得貴意候

九月廿六日

衛

徳三郎賢兄

追而輕鉄之事ハ代筆にて御答さし出候間御承知被下度候此地之発起人も決而等閑に附するよふ之事ハ無之先は答書にて御

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

承知相成度老生今も折々促申候

覽後投火

別啓輕鉄線路に付而ハ三次尾道間又ハ福山間布設を願ふものあらん之恐れありしを以平井氏に篤と推問候処更ニ其懸念なき旨昨日書面にて申越其書面ハ此地委員分佐藤氏江報告候筈故いつれ御承知可相成と存候誠に都合好き事に相成候間此上ハ村上氏之諾否如何而巳ニ相成候は山田頗ル尽力に關スル事ニ候間御承知相成度候此段書添へ申進候

衛

見られるとおり、研究会も茶話会も「政事上ノ方針大綱ハ敢而不変」との認識があつて、八田の研究会入りにあえて異をととなえなかつたのであつた。

ところで、右の書翰でむしろ注目されるのは、船越が広島県内における輕便鐵道の申請問題に深くコミットし、その連絡・調整役なども行っているように見受けられることである。周知のように、明治四十三年公布の輕便鐵道法は鐵道熱に拍車をかけ、広島県内でも、多くの起業認可申請が出されていた。このうち、右の書翰で言うのは、明治四十三年十月に申請され、四十四年三月に本免許下付されていた広島・三次間を結ぶ芸備輕便鐵道（開通は大正四年六月。現在のJR芸備線）のことに間違いない。「佐藤

氏」とあるのは、同社發起人のひとり佐藤正であらう。

そして、この芸備鐵道株式会社に關わる人脈をたどっていくと、またしても興味深い事実が浮かび上がってくる。すなわち、同社の發起人で専務取締役には高東康一がおり、監査役の五名のうち、大阪の浮田桂造を除くと他は、八田徳三郎・日野洋曹・熊巳良太郎・島津需吉で占められているのである。そして、彼らはもちろん大口の株主でもあるのだが、他に長沼鷲藏・沢原俊雄・船越衛・串本康三らの名も株主の中に見受けられる。⁽⁴⁾

以上のように、広島市と県北を結ぶ鐵道線の計画が浮上する中で、広島市を中心とする実業家に加えて、沿線に当たる日野・熊巳・島津らの資産家をも巻き込んだ形で会社組織が形成されていたので、中央政界にあってこれら地元グループとのパイプ役や調整にあたっていたのが船越なのであつた。もとより、鐵道問題については、地方利益誘導を利用しての党勢拡張を図りつつある政党（とりわけ政友会）の動向をからめて再検討しなければならぬが、この申請・認可が第二次桂内閣下であつたことも加味するならば、以上のような線も輕視できない。

そして、小稿の当初の主題であつた明治四十四年の貴族院議員選挙に立ち返るならば、安芸・備後の対立と言われ、珍しく激しい競争となつたこの選挙での八田側の集票状況には、單なる人脈

や地縁に矮小化されない、以上のような該期の広島県における実業家・資産家の結合のありかたが存していたものと見て大過ないのではあるまいか。すなわち、広島市周辺の資本を結集した電燈・鉄道事業の県北への進出と、それに対する県北側の期待が一致した点に、八田がこれら地域の実業家・資産家の同意を調達しうる背景があったものと考えられるのである。⁽⁵⁾

五 おわりに

八田家文書中の明治四十四年貴族院議員互選に関わる史料紹介を試みながら、所々に実証のないコメントをはさんだりしたため、散漫な文章になってしまった。仮説と課題の提示に終始したが、とりあえず、以上の要約と今後の課題を記して結びとしたい。

広島県では、第一回貴族院議員互選以降、多額納税者が事前に会合し、候補を予選した後田満に投票を終えようとする慣行が形成されていた。第四回互選はこのパターンが崩れ、県内の地域対立が表面化してしまったものであったが、その際、八田側に結集した者は、広島電燈の県北進出や芸備鉄道について見たとおり、広島市を中心とした経済圏の側から県北地域を結びつけようとする構想で合意していた実業家らが中心となっており、県北の日野・熊巳らの有力者らもこれに乗っていったのであった。したが

って、第四回互選での八田陣営の勝利は、こうした構想の反映と解することができよう。ただし、本稿では西宗陣営の構造や、福山または尾道と県北とを結ぼうとする側の地域開発構想などは全く視野に入っておらず、ために以上の点も全くの仮説としておかざるをえない。

また、貴族院議員互選時にみられる県内大資産家の集合体が、広島県政界において占める位置についても、今後の課題とせざるをえない。彼ら自身は、県会議員レベルの政治家に比すればひとまわり上のクラスと言え、実際、県議就任にはほとんど関心を示さない。また、政党に加入して衆議院に打って出ようとするのも少ない。にもかかわらず、船越あたりを媒介に中央とのつながりを維持しているこれらの集団については、県政史においても何らかの位置づけをしておく必要があると思うのである。⁽⁶⁾

さらには、中央における船越の位置や貴族院の内情——たとえば新選議員がその所属党派を選ぶ場合の基準は何かといった問題——については、その手掛かりの一端となりえそうな史料を紹介したが、それを深めてゆくこともできていない。今後を期したい。

註(1) 『広島電気沿革史』(広島電気株式会社、一九三四年)による。

明治四十四年の貴族院多額納税者議員互選について（松下）

（2）『芸備日日新聞』明治四十四年六月七日。

（3）高橋秀直「山県閥貴族院支配の構造」（『史学雑誌』第九四編二号、一九八五年）五二頁。

（4）旧国鉄本社所蔵鉄道省文書の「芸備鉄道 卷一」（明治四十四年～大正三年）による。ただし、広島県立文書館所蔵の複製版を利用した。

（5）ただし、前述した深安郡の桑田三郎助の投票行動については保留し、今後の検討を待たねばならない。

（6）事態が広島県レベルを越える場合、たとえば、明治三十年に大問題となった岡山県との県界変更問題においては、県界非変更委員に沢原為綱・八田謹二郎・日野洋曹・林半助らが選任されている。

（まつしたたかあき 研究員）